

平成28年度

東北地方整備局コンプライアンス報告書

平成29年3月

東北地方整備局コンプライアンス推進本部

## <目次>

I. はじめに	.....P1
II. 推進計画の実施結果と評価	
一 風通しの良い職場づくりと職員の意識啓発	.....P2
二 発注者綱紀保持	.....P14
三 服務規律・倫理規程の遵守	.....P24
四 推進計画の実施状況及び実効性の検証	.....P29
III. アドバイザリー委員会からの意見等	.....P31
IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について	.....P32

## 1. はじめに

東北地方整備局では、従前より職員へのコンプライアンスの意識の向上を図るため様々な取組を実施してきたところである。

しかし、高知県内において発生した国土交通省発注の土木工事における入札談合事案を受けて、平成24年10月に国土交通本省から「当面の再発防止対策について」が発出され、また、平成25年3月には国土交通本省において「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられたところである。

これらを踏まえ、当整備局では平成24年11月に「東北地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び「東北地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して取り組んでいる。

平成28年度からは、「推進計画」に従来の発注者綱紀保持だけではなく、サービス・倫理、ハラスメントを含めたコンプライアンス全般の推進を図ることとしたところである。

「推進計画」に基づき、これまで「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」を対象工事で本格実施するとともに、「不当な働きかけに対する外部通報窓口の設置」や「コンプライアンス・インストラクターによる講習会」等の取組を実施してきた。

平成28年度においては、コンプライアンス通信を定期的に発行し、継続的に情報提供を行うことやコンプライアンスの講義をカリキュラムに入れる研修を増やすことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図る等の取組を実施してきたところである。

本報告書は、平成28年度における推進計画の実施結果と推進本部による評価、並びに委員会からの意見を取りまとめたものである。

## II. 推進計画の実施結果と評価

### I. 風通しの良い職場づくりと職員の意識啓発

#### 推進計画

##### 1. 風通しの良い職場づくり

…… 新規

不祥事を未然に防止するためには、職員間で業務内容を共有しながら意思疎通を深め、組織全体で不祥事の芽を小さいうちに摘み取る組織風土の醸成（風通しの良い職場づくり）が重要である。

そのためには、管理職員は日頃から職員（期間業務職員を含む。以下同じ。）への目配りや気配りを忘れずに適切な職場のマネジメントに努め、「報告・連絡・相談」の徹底や、各種打合せや人事評価の面談等あらゆる機会を通じて情報共有を図り、職場内のコミュニケーションの向上に努めるものとする。

#### ◎実施結果

- ・各職場において、幹部会議等を通じて、「報告・連絡・相談」や情報の共有を徹底している。
- ・各職場において、事務所長室のドアを開放して、決裁のために入室しやすくしたり、相談しやすい雰囲気を作っている。また、幹部が自ら執務室まで出向いて、職員に話しかけるなど、職場内のコミュニケーションの向上に努めて、「風通しの良い職場づくり」に心がけている。
- ・三陸国道事務所では、事務所長が、年度当初に職員に向け、コンプライアンスの遵守についてのメッセージを配信し、事務所として不祥事を起こさない姿勢を示した。メッセージは、イントラネットに掲載し、職員がいつでも見られるようにしている。

#### ◎推進本部の評価

- ・各職場において、幹部職員に対して、部下職員との情報の共有の周知及びコミュニケーションの徹底を図っている点は評価できるので、引き続き取り組むべきである。
- ・三陸国道事務所の事務所長が、事務所職員にコンプライアンス遵守についてのメッセージを配信しているのは、組織の長が明確な意思を示している点が評価できる。

#### 推進計画

##### 2. コンプライアンス・インストラクターの養成

…… 継続

4月期異動後の配置（各事務所1名以上）を考慮し、コンプライアンス推進の職場での指導的役割を担うコンプライアンス・インストラクター（以下「インストラクター」という。）を引き続き養成する。

#### ◎実施結果

- ・平成29年1月11日～13日まで、「コンプライアンス・インストラクター養成セミナー」を実施した。
- ・事務所課長以上の職員を対象とし、19名が受講した。
- ・カリキュラムはワールド・カフェ方式を用いたグループ討議の他に公正取引委員会の講義などを行い、事務所における講習会を円滑に進められるような実践的な能力の養成を行った。
- ・コンプライアンス・インストラクターは、平成29年1月14日現在で、96名となっている。

#### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス・インストラクターは、発注者綱紀保持責任者及び発注者綱紀保持担当者の活動を補佐し、又はその指示によりコンプライアンス講習会の講師やコンプライアンス・ミーティングにおける進行役等を担うため、職員のコンプライアンス意識の向上には不可欠であるため、新たな人材の養成を今後も継続すべきである。
- ・インストラクターの異動があっても、地域によってインストラクターの数に差が出ないような育成を行っていくべきである。
- ・インストラクターのいない事務所については、近隣の事務所のインストラクターを派遣するなどの工夫が必要である。

### 3. 研修等における意識啓発

#### 推進計画

##### (1) 研修における周知徹底

…… 継続

主な研修にコンプライアンスに関するカリキュラムを設け、職員のコンプライアンスに関する意識の醸成と徹底を図る。

特に発注者綱紀保持に関するカリキュラムを設けた全ての研修（新規採用職員研修を除く）において、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式を採用入れる。

また、法令等の周知はもとより、コンプライアンスは「他人事」ではなく「自分事」であることの意識付けとコミュニケーションの重要性に重点をおいて講義を実施する。

#### ◎実施結果

- ・「コンプライアンス」に関する研修は、採用・昇任等の節目の時期に行われる研修、あるいは発注事務に密接に関連する研修を中心に設定している。平成28年度には、隔年開催の研修や日程上設定が可能な研修・セミナーにも設定し、計22コースにおいて実施した。
- ・平成28年度に開催された研修・セミナーのうち、サービス・倫理関係については、13コースで講義を実施したほか、22コースでセルフチェックシートを実施した。
- ・討議テーマを各階層に見合ったものに見直し、活発な議論が行われるようにするなど、研修内容の充実に努めた。
- ・講義内容は、高知談合事案を参考に、コンプライアンス違反があった場合の損害賠償責任や刑事処分、行政処分などについて具体的に説明することで、「他人事」ではなく、より「自分事」と認識できる内容とした。
- ・11コースで研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式を取り入れた。残りの13コースについては、カリキュラム編成上の理由により、講義形式で行った。
- ・平成28年度においても「コンプライアンス」に重点をおいた「コンプライアンス・インストラクター養成セミナー」に、通常の班別討議形式の他に、班内の入れ替えを繰り返すことにより、参加者全員の意見を共有できるグループ討議方式（ワールドカフェ方式）を採用入れた。

### ◎推進本部の評価

- ・前年度より多くの研修に講義に設定したことは評価できる。来年度以降も引き続き研修目的や研修日程を考慮して、多くの研修に設定していくべきである。
- ・来年度以降も、さらにコンプライアンスが「自分事」と捉えることができる講義を実施していくべきである。
- ・グループ討議のテーマを見直して、研修対象者に見合った内容で実施したことは評価できる。
- ・グループ討議方式は、他の職員の意見を聞く事によって、自身の考え方を客観的に理解でき、コンプライアンス意識の涵養を図るうえで効果的な手法であることから、今後も継続すべきである。

### 推進計画

#### (2) 幹部職員会議における周知徹底

…… 継続

事務所の幹部職員（事務所長、副所長等）を対象とした本局会議において、公正取引委員会等の外部講師による講話を引き続き実施し、意識の涵養を図る。

### ◎実施結果

- ・本局内の幹部、各事務所長を対象に、公正取引委員会事務総局東北事務所長を講師に招いて、「コンプライアンス特別講話」を実施し、71名が聴講した。
- ・以下の会議において外部講師によるハラスメントに係る講話を実施し、意識の涵養を図った。
  - ① 河川関係副所長会議 H28. 4. 13 人事院 東北事務局 第一課長
  - ② 用地担当課長会議 H29. 2. 2 日本産業カウンセラー協会 東北支部  
地区活動部部长

### ◎推進本部の評価

- ・幹部職員を対象に外部講師を活用した講話を実施し、幹部職員へのコンプライアンス意識の徹底を図ったことは評価できる。
- ・外部講師の専門的な知識と豊富な経験に基づく講話は、法律の解釈などについても最新の事例を交えたものとなっており、聴講者に理解しやすい効果的な取組であるから今後も継続すべきである。なお、外部講師の選定にあたっては、マンネリ化防止の観点から、講話内容や人選についても検討していくべきである。

## 推進計画

### (3) コンプライアンス通信の発行

…… 新規

身近な事例などを紹介するコンプライアンス通信を毎月1回以上発行し、コンプライアンス推進の取組に活用することにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図る。

#### ◎実施結果

- ・平成28年度はほぼ月1回発行し、幹部会やコンプライアンス講習会の資料提供に努め、その結果として全事務所で活用されていた。
- ・国や地方自治体の職員の不祥事例を具体的に紹介し、関連する法規等を解説することによって、職員が理解しやすい内容とした。
- ・平成28年10月から新たに、月1回公務員の不祥事情報を取りまとめ、「公務員の非違行為」として、情報提供を行った。
- ・酒田河川国道事務所では、平成28年7月から毎月、「コンプライアンスミニ通信」を作成し、事務所全職員へ周知している。「コンプライアンスミニ通信」の内容は、コンプライアンスミーティングで出された意見のフォローやクイズ形式などを活用して、職員が読みやすい内容としている。

#### ◎推進本部の評価

- ・不祥事例を紹介し、関連する法規等を解説して、職員が理解しやすい内容としていることは評価できる。
- ・コンプライアンスに関する情報を定期的に提供することは、幹部会やコンプライアンス講習会の資料等として効果的な活用が図られることから、今後も継続すべきである。
- ・コンプライアンス通信と「公務員の非違行為」は、本局から事務所へのコンプライアンスに関する情報提供として共通しているため、担当部署で連携を取って提供すべきである。
- ・酒田河川国道事務所が「コンプライアンスミニ通信」を作成し、周知する取り組みは、事務所職員のコンプライアンス意識の向上には有効な取り組みのため評価できる。

## 4. 職場における意識啓発

## 推進計画



### (1) コンプライアンス・ミーティングの実施

…… 継続

職員相互間での意見交換を行うことにより理解を促進するため、身近な問題をテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを年2回実施する。

なお、期間業務職員の日常業務で起こり得るような理解しやすいテーマも設定する。

#### ◎実施結果

- ・第1四半期及び12月の「国家公務員倫理週間」において、秘密の保持や綱紀保持規程違反の報告、個人のフェイスブックを利用した広報等をテーマに各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
- ・事務所のコンプライアンス・インストラクターを出張所に派遣したり、出張等でミーティングに参加できなかった職員は別途招集して実施する等の工夫をしていた。
- ・平成27年度から引き続き、職員用とは別に期間業務職員用のテーマも設定した。平成28年度は、職務上知り得た秘密、休日の交通事故をテーマとした。
- ・参加率は全体平均で第1四半期98.1%、12月期が97.3%となっている。

	対象者数			参加状況			参加率		
	職員数	期間業務職員数	合計	職員数	期間業務職員数	合計	職員	期間業務職員	全体
第1四半期	2,872	502	3,374	2,822	487	3,309	98.3%	97.0%	98.1%
12月期	2,854	501	3,355	2,767	499	3,266	97.0%	99.6%	97.3%

- ・1部・9事務所では、期間業務職員を一同に集めて、ミーティングを実施した。特に岩手河川国道事務所では、グループ討議の司会も期間業務職員に任せたことにより、活発な意見交換が行われた。
- ・山形河川国道事務所では、身近な話題を事務所独自のテーマを設定して、ミーティングを実施した。

#### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス・インストラクターの出張所への派遣や、出張等でミーティングに参加できなかった職員は別途招集してミーティングを実施したりする等、各事務所における工夫した取組については評価できる。
- ・期間業務職員用のテーマを設定し、ミーティングを職員とは別に実施したことは、期間業務職員のコンプライアンス意識を高める取組として評価できる。

- ・全所属で実施され、職員の参加率は平均で97.7%となっており、わずかではあるが、昨年度より増加（平成27年度は97.0%で0.7%増）しており、引き続き全職員が参加できるように工夫していくべきである。
- ・岩手河川国道事務所の期間業務職員のみでのミーティングで、グループ討議の司会も期間業務職員に担当させる取り組みは、期間業務職員個々の意識を高め、活発な意見交換を促すことができる取り組みとして評価できる。
- ・山形河川国道事務所で事務所独自の身近なテーマを作成しミーティングを実施していることは、運営側及び受講者の双方にとってコンプライアンス意識の向上に繋がる取組であり評価できる。独自テーマでのミーティングの実施については、他の事務所でも取り入れることが望ましい。

## 推進計画

### (2) コンプライアンス講習会の開催

…… 継続

過去の不祥事例を紹介する等のコンプライアンス講習会を年1回以上開催し、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る。

なお、講習会に当たっては積極的にインストラクターを活用することにより、インストラクターのスキルの向上を図る。

本局において講習会用資料を作成して情報提供することにより、講師の負担軽減を図る。

## ◎実施結果

- ・全ての事務所において講習会を実施していた。
- ・「公正取引委員会の職員向け官製談合防止法研修への講師派遣制度」を活用した講習会については、以下の事務所で実施していた。比較的規模の大きい事務所は単独での実施が難しいダム管理所などの同一県内の事務所にも参加者を募り、講習会を実施していた。

平成28年度実施事務所：20事務所（平成27年度：12事務所）  
青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、津軽ダム工事事務所、  
 南三陸国道事務所、秋田河川国道事務所、湯沢河川国道事務所、  
 成瀬ダム工事事務所、鳥海ダム工事事務所、福島河川国道事務所、  
 郡山国道事務所、磐城国道事務所、浅瀬石川ダム管理所、  
 三春ダム管理所、摺上川ダム管理所、東北技術事務所、  
青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所、釜石港湾事務所、  
塩釜港湾・空港整備事務所、秋田港湾事務所

※      は平成27年度も実施した事務所



- ・岩手河川国道事務所では、弁護士を外部講師に招いて、ハラスメントや飲酒運転等の不祥事を起こす事によって、損害賠償や刑事処分等の負うべき責任についての講習を実施した。
- ・講習会の開催にあたっては、インストラクター等の負担軽減を図るため、本局から具体的な不祥事例をまとめた講習会用資料やコンプライアンス通信をイントラネットに掲載して情報提供を行った。
- ・青森河川国道事務所と青森港湾事務所、高瀬川河川事務所と八戸港湾・空港整備事務所、東北技術事務所と塩釜港湾・空港整備事務所はそれぞれ合同で講習会を実施し、本局より適正業務管理官と港政調整官を講師に招いて、コンプライアンス取組の必要性や東北地整の過去の不祥事案の解説等を行った。
- ・三陸国道事務所では、昨年度と同様、コンプライアンス・インストラクターが進行役となり、所属職員を対象に「ワールド・カフェ方式」のグループ討議を実施していた。

#### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくことから、コンプライアンス講習会を開催することはコンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。
- ・コンプライアンス・インストラクターの活用については、インストラクター自身のスキルアップにもつながることから、今後も継続して実施するとともに、インストラクターが不在の事務所については、本局担当官（適正業務管理官、港政調整官）等の活用を検討すべきである。
- ・本局担当官（適正業務管理官、港政調整官）を講師に招いて講習会を実施するのは、事務所職員のコンプライアンス意識の向上に有効なため、多くの事務所でも実施するべきである。

- ・三陸国道事務所における「ワールド・カフェ方式」のグループ討議の取組は、参加した全員の意見や知識を集めることができる対話手法として評価できる。

## 推進計画

### (3) 所内会議等による周知

…… 継続

「コンプライアンス推進委員会」等の所内会議の機会を通じて、コンプライアンスに関する関係法令や規程等及び違反行為に対する懲戒処分や損害賠償請求、刑罰の事例等について引き続き職員周知を図る。

特に、職員自身やその家族を守るものであることを職員に認識させる。

## ◎実施結果

- ・「コンプライアンス推進委員会」を全事務所で年2回以上開催し、コンプライアンス推進計画、発注者綱紀保持規程、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、再就職規制に関する注意点等の各種資料をもとに、コンプライアンスの徹底を図った。
- ・関係法令や発注者綱紀保持規程、推進計画に係る具体の取組、再就職規制に関する注意点等については、所属所内会議やコンプライアンス・ミーティング等において、職員へ周知徹底した。
- ・コンプライアンス通信や「公務員の非違行為」を活用したり、公務員の不祥事等の新聞記事を紹介するなど、コンプライアンス違反によって発生する刑事処分、行政処分等について解説を行っていた。
- ・本省が作成した高知事案をドラマ化したDVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」については、引き続きイントラネットに掲載しており、全職員が視聴できるようにしている。
- ・本省が作成した上記のDVDについては、本局主催の課長等会議や事務所におけるコンプライアンス推進委員会、各所属のコンプライアンス・ミーティング等において活用し、職員の意識の涵養を図っていた。

## ◎推進本部の評価

- ・本省が作成したDVD、コンプライアンス通信を活用するなど、職員の意識の涵養を図るため工夫した取組は評価できる。DVDは、コンプライアンスの重要性の理解が深まるので、今後も活用していくべきである。

- ・職員への周知等は本局及び各事務所とも適切に行われており、今後も継続し、各事務所の事例を共有するとともに、活用事務所の拡大を図るべきである。

## 5. 職員によるコンプライアンス学習

### 推進計画

#### (1) e-ラーニングの受講 …… 継続

現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講指導を引き続き実施する。

最終受講日から3年を経過した職員に、コンプライアンス意識が希薄にならないよう再度受講させる。

#### ◎実施結果

- ・現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）については、従前より受講指導を実施してきたところである。平成28年度においても各部、各事務所に受講指導を実施した。
- ・平成27年度に引き続き、最終受講日から3年を経過した職員の受講歴を削除した。未受講者がいる部、事務所には本局からリストを送付して再度受講を促すとともに、国家公務員倫理週間に係る通知においても再度の受講の徹底を図った。それぞれのコンテンツにおける平成28年度の受講率は下記のとおりである。

コンテンツ	H28. 3月期	H28. 10月末 (履歴削除時)	H29. 3月期	増減比
§1 服 務	91.5%	72.1%	89.5%	+17.4%
§2 倫 理	90.8%	70.6%	88.7%	+18.1%
§3 官製談合防止法	90.3%	69.4%	88.3%	+18.9%
公務員倫理について学ぶ	98.6%	4.5%	76.4%	+71.9%

- ・コンテンツは平成19年度作成後、内容の見直し等が行われていなかった。
- ・新任管理者（課長、出張所長、係長）を対象として、メンタルヘルス及びハラスメントのe-ラーニングが内閣人事局主導で実施され、106名が受講した。

### ◎推進本部の評価

- ・ 3年経過した職員に対して、再度受講を促したことは、コンプライアンス意識を維持していく取組として評価できる。
- ・ 未受講の職員については受講を促すとともに、3年経過した職員に対して再度受講を促す取組は2年目に入って定着していることから、今後も継続すべきである。
- ・ 現在構築されているコンテンツについては、古いもので平成19年度作成となっていることから、最近のコンプライアンスに係る動向を踏まえ、コンテンツ内容の見直し等、充実を図るべきである。

### 推進計画

#### (2) セルフチェックシートの実施

…… 継続

コンプライアンスに関する理解度を検証するためのセルフチェックを第4四半期に実施し、正答率等の結果をフィードバックする。

正答率が低い質問に対しては、翌年度のコンプライアンス・ミーティング等において解説を行う等、職員へのフォローアップを実施する。

国家公務員倫理週間では、実施促進のためパソコンのポップアップ機能を活用したセルフチェックを実施する。

### ◎実施結果

- ・ 「コンプライアンスに関するセルフチェックシート」を作成配布し、これを活用した各職員による「セルフチェック」を、2月末までにほとんどの職員が実施した。
- ・ セルフチェックにおける実施率は、次表のとおりである。

	H26	H27	H28
実施率	96.8%	99.8%	99.2%
平均正答率	78.7%	80.2%	81.5%

- ・ 平成28年度のセルフチェックシートの作成にあたっては、平成27年度において正答率が低かった問題を再度出題し、昨年度と比較して職員の理解度がどの程度向上したかを確認した。
- ・ なお、平成27年度に引き続き、職員用のセルフチェックシートとは別に、期間業

務職員用のセルフチェックシートも作成した。

- ・また、平成27年度のセルフチェックの結果については、正答率を集計して、その結果を各職員にフィードバックし、正答率が低かった問題については第1四半期のコンプライアンス・ミーティング等において解説を行った。  
平成28年度に問題表現を変更する等して再度出題したところ、正答率が上がり、効果が確認された。

#### ◎推進本部の評価

- ・職員の実施率は約99.2%であり、ほとんどの職員が実施済となっていることは評価できる。
- ・前年度正答率が低かった問題について、コンプライアンス・ミーティング等で解説を行い、翌年度に正答率が上がったのは、職員へ浸透が図られたためであり、評価できる。
- ・セルフチェックシートについては、最近のコンプライアンスに係る動向を踏まえながら設問内容の精査を行い、継続性・持続性を図るとともに、期間業務職員用のセルフチェックシートについても、今後も内容の充実を図るべきである。

## II. 発注者綱紀保持

### 1. 不正が発生しにくい入札契約手続への見直し

#### 推進計画

#### (1) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し …… 継続

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点の漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩の防止を図る。この取組を、下記工事で引き続き実施する。

- ① 一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）で施工能力評価型を適用する全ての工事。
- ② 港湾土木工事（予定価格5千万円以上2億円未満のうち事務所発注工事）で施工能力評価型（施工計画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く）を適用する全ての工事。

#### ◎実施結果

- ・対象工事の発注がある全ての事務所において、入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しを実施し、技術評価点や予定価格等の漏洩防止を図った。
- ・中部地方整備局では、三重河川国道事務所工務第二課長が橋梁工事の入札に絡み、技術提案書の内容を漏洩し、加重収賄や官製談合防止法違反容疑で逮捕された。漏洩したのは鋼橋上部工の工事で同時提出が行われていない工種であった。この事案を受けて、東北地方整備局として、平成29年1月に、同時提出の対象工事を拡大する通知を発出し、防止を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しは、平成26年度より本格実施となり、平成28年度においても対象の全ての工事において実施されており、取組として確実に定着したと言える。本取組は不正が発生しにくい入札契約手続きの重要かつ中心的な施策であり、今後も継続すべきである。
- ・一般土木工事以外でも入札書と技術提案書の同時提出を行うなど、予定価格の漏洩の防止を徹底すべきである。

#### 推進計画

#### (2) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 継続

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知



る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

### ◎実施結果

- ・積算業務と技術審査・評価業務については、これまでも審査及び評価を行う専門組織の設置や、設置された事務所を代表として近隣事務所を構成員とするブロック化などにより、審査体制を整備しており、平成28年度においても全ての事務所で分離体制が確立されていた。
- ・本局の一部の部局で、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制が確保できていなかったが、改善が図られた。
- ・前述の中部地方整備局の逮捕事案では、予定価格を知る発注担当課長である工務第二課長が入契委員会に出席していたために技術評価の内容を知り得たことが問題であった。この事案を受けて、東北地方整備局では、未然防止のため、平成29年1月に、港湾空港関係機関を除いた部局において、競争参加資格の確認、技術評価点の審査を行う入契委員会・技術審査会に発注担当課長の出席を認めない旨の通知をした。

### ◎推進本部の評価

- ・積算業務と技術審査・評価業務を分離することは、予定価格の情報と評価点の情報をそれぞれ別の部署で管理することになるため、秘密情報漏洩防止が図られており、今後も継続すべきである。

## 推進計画

### (3) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底 …… 継続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

また、技術提案書についても業者名のマスキングの徹底により、特定の業者に対する不公正な評価の防止対策を引き続き実施する。

なお、上記(1)で実施する工事については、業務負担の軽減を図る観点から、原則としてマスキングを不要とする。

### ◎実施結果

- ・技術審査会等で使用する技術審査資料については、入札参加業者名のマスキングを徹底してきたところであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえ平成24年10月に「適正な入札・契約手続きの徹底について」を発出し、改めて本局及び各事務所に周知したところである。

- ・平成28年度においても当該通知に基づき、技術審査会等で使用する技術審査資料について、情報管理整理役職表で定められた職員が入札参加業者名のマスキングを行い、情報漏洩の防止を図った。

◎推進本部の評価

- ・情報管理整理役職表で定められた職員が、技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、情報漏洩の防止が図られており、今後も適切に対応すべきである。

推進計画

<p><b>(4) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ</b> …… <b>継続</b>          談合等の不正行為があった場合の違約金引き上げ（10%を15%へ）対象を、談合の首謀者或いは一定期間内に繰り返し談合を行った業者に拡大して適用する取組を引き続き実施する。</p>
---

◎実施結果

- ・談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げについては、平成24年12月に工事請負契約書の一部が改正されたところである。平成28年度においても改正された工事請負契約書を用いて契約を締結した。
- ・本局及び各事務所の実施状況について確認したところ、違約金条項が適用する事案は無かった。

◎推進本部の評価

- ・談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げについては、事業者に対し入札談合を抑止させる効果として有効であることから、今後も継続すべきである。

## 2. 事業者等との適切な対応

### 推進計画

#### (1) 発注者綱紀保持規程等の周知

発注者綱紀保持規程等関係法令や再発防止対策等について、次の取組により事業者等及び来庁者へ引き続き周知し、理解を求めるものとする。

- ① 東北地方整備局コンプライアンス推進計画及び過去の違法事例や課せられたペナルティ等をホームページに掲載し、取組への協力依頼と違法性に対する啓発活動を行う。 …… **継続**
- ② 事業者等の関係業界団体に対し、コンプライアンスに関するリーフレットを配付する等、取組への協力依頼を行う。 …… **新規**
- ③ 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書にコンプライアンスに関するリーフレットを同封し取組への協力依頼を行う。 …… **継続**
- ④ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を掲示する。… **継続**

#### ◎実施結果

- ・有資格業者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については引き続きホームページに掲載し、有資格業者への周知を図った。
- ・平成24年度から、発注者綱紀保持に関するリーフレットを作成し、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に当該リーフレットを同封して、有資格業者へ協力を依頼した。平成28年度においてもリーフレットを同封して有資格業者へ協力を依頼した。
- ・本局において、宮城県建設業協会、宮城県港湾建設協会などを訪問し、コンプライアンスに関するリーフレットを配布し、取組への協力依頼を行った。
- ・8事務所において、県内の建設業協会や港湾建設協会を訪問し、コンプライアンスに関するリーフレットを配布し、取組への協力依頼を行った。
- ・庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼は引き続き掲示し、来庁者への周知を図った。
- ・過去の違法事例や課せられたペナルティについては引き続きホームページに掲載されており、事業者側への注意喚起を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・事業者等に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、本局及び各事務所とも適切に実施されており、今後も継続すべきである。

- ・ 本局や事務所において、直接、協会等を訪問し、発注者綱紀保持の取組への協力を依頼することは、事業者への注意喚起として有効であるため、今後も取り組んでいくべきである。

## 推進計画

### (2) 応接方法の徹底

…… 継続

事業者等との応接に当たっては、次の事項を引き続き徹底する。

- ① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。
- ② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。  
この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。  
また、事業者等との応接を執務室外のオープンな場所等で行うことができるよう、執務環境を整備する。

### ◎実施結果

- ・ 事業者等との応接方法の徹底については、本局及び各事務所とも適切に実施されていた。また、コンプライアンス推進委員会や所属所内会議等において具体的な応接方法について周知徹底した。
- ・ これまでは積算担当部局と技術審査部局において、入室における協力依頼をしてきたが、それ以外の部局においては事業者が執務室内に出入りし、各課長へ挨拶を行っている実態があった。そのため、本局においては、平成29年3月から幹部室を除く全執務室を対象に、執務スペースとオープンスペースに分離することとし、事業者の挨拶等はオープンスペースにて対応することを徹底した。

### ◎推進本部の評価

- ・ 本局及び各事務所において、コンプライアンス推進委員会や幹部会、朝会等で周知され適切に対応されていた。事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、引き続き周知徹底を図るべきである。
- ・ 事業者との応接に当たっては、幹部室を除く全執務室を対象に、執務スペースとオープンスペースに分離し、オープンスペースにて対応を行うことを、事務所でも行うべきである。

### 3. 技術審査資料等の管理の徹底

#### 推進計画

#### (1) 回収及び処分等のルールの徹底 …… 継続

技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等を使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底する。

また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等確実な処分を引き続き徹底する。

#### ◎実施結果

- ・技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等を使用する技術審査資料の処分方法等については、情報管理整理役職表に定める職員が会議終了後、速やかに回収し、処分した。
- ・本局及び各事務所の情報管理責任者が定期点検を実施し、適切に回収及び処分等がなされていることを確認した。

#### ◎推進本部の評価

- ・本局及び各事務所において、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料等についてはシュレッダーによる裁断等確実な処分が行われていた。引き続き回収及び処分等の徹底を図るべきである。

#### 推進計画

#### (2) 厳重な保管 …… 継続

資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないような場所に引き続き厳重に保管する。

#### ◎実施結果

- ・資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないよう、技術審査担当者だけがアクセスできるフォルダや施錠できるロッカーに厳重に保管した。また、所属所内会議等において厳重に保管するよう周知徹底した。
- ・データの保管状況については、本局及び各事務所の情報管理責任者が定期点検を実施し、データが厳重に保管されていることを確認した。

#### ◎推進本部の評価

- ・本局及び各事務所において、所内会議等で適切に周知され、データが厳重に保管さ

れていた。引き続き関係する者等への周知徹底を図るべきである。

## 推進計画

### (3) 情報管理の徹底

…… 継続

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報が含まれる文書の保管及びデータの管理について、施錠箇所での管理、アクセス制限、パスワードの管理等を定めた、発注事務に関する情報管理のルールに基づき、引き続き徹底する。

### ◎実施結果

- ・情報管理整理役職表については、本局及び各事務所で人事異動の際などに随時見直しを行うとともに、情報管理責任者等の職務を周知して、情報管理のルールの徹底を図った。
- ・本局の一部の部局における情報管理整理役職表について、次のとおり不十分な点があったが、改善が図られた。
  - ①本局の一部の部局で、「情報管理整理役職表」が適切に更新されていなかったため、「情報管理責任者」による毎年度の点検が適切に行われていなかった。
  - ②本局の一部の部局で、「情報管理整理役職表」に関して、本官発注工事において、入札関連情報について担当事務所職員が設計図書を作成に関与するにもかかわらず、「業務上取り扱う者」に記載されていなかった。

### ◎推進本部の評価

- ・情報管理整理役職表に基づき、機密情報に関する情報管理の徹底が図られているが、一部において、改善が必要な事項があったため、情報管理整理役職表の見直しや発注事務に関する情報の管理が適切に行われるよう周知徹底を行うとともに、その状況の点検を行う必要がある。

#### 4. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応

##### 推進計画

<b>(1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為等への対応</b>	…… 継続
----------------------------------	-------

発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

<b>(2) 不当な働きかけに対する対応</b>	…… 継続
--------------------------	-------

事業者等又は東北地方整備局以外の職員等から、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

##### ◎実施結果

- ・平成28年度において、不当な働きかけに該当する事案は無かった。
- ・所属所内会議等において「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図を用い職員へ周知徹底するとともに、日頃からコミュニケーションをとり風通しの良い職場にするよう啓蒙した。
- ・通報者の保護をはじめとする通報しやすい環境整備のために設置した、不当な働きかけに対する外部通報窓口を所内所属会議等やメールを活用し職員周知を図った。

##### ◎推進本部の評価

- ・外部通報窓口について周知徹底がなされており、評価できる。
- ・本局及び各事務所において、朝会や課内会議等で「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図により周知されており、今後も継続すべきである。

## 5. 入札結果の継続的監視

### 推進計画

#### (1) 談合疑義案件の確認

…… 継続

談合疑義事実の選定に関する基準に該当する入札案件については公正入札調査委員会へ報告を行うなど、入札結果について引き続き監視する。

#### ◎実施結果

- ・公正入札調査委員会に報告のあった談合疑義案件47件のうち公正取引委員会に報告した案件は2件であり、平成27年度より大幅に減っていた。(平成27年度は談合疑義案件74件のうち報告した案件は10件)
- ・なお、外部からの談合情報は1件あった。(平成27年度は4件)
- ・平成29年1月のコンプライアンス推進本部会合において、一般土木工事及び港湾土木工事に係る本局発注工事の落札率等の推移についての報告を行い、支出負担行為担当官が異なる建設部局と港湾部局が相互に確認と意見交換をすることによって、第三者的な視点でのチェックを行った。

#### ◎推進本部の評価

- ・談合疑義案件については、今後も引き続き監視すべきである。
- ・本局発注工事における落札率等の推移を監視することも、談合疑義案件の確認に有効なので今後も実施すべきである。

### 推進計画

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

…… 継続

事務所ごとの年間を通じた一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、ホームページで公表を行い、応札状況の透明化・情報公開の強化を図る。

#### ◎実施結果

- ・一般土木工事と港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合については、平成25年度より本局及び事務所のホームページで公表してきたところである。平成28年度においても、ホームページで公表し、応札状況の透明化・情報公開を行った。

#### ◎推進本部の評価



- ・各事務所における一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合の公表状況について適切に公表されており、応札状況の透明化を図ることは談合防止に効果的であることから引き続き実施すべきである。

### Ⅲ. 服務規律・倫理規程の遵守

#### 1. 職員への注意喚起の強化・取組の徹底

##### 推進計画

###### (1) 注意喚起の強化

不祥事が発生した場合など、必要に応じて綱紀保持徹底に関する文書を発出し、職員に対する注意喚起等の取組を強化する。

##### ◎実施結果

- ・平成28年度は文書厳重注意等の矯正措置はあったが、懲戒処分は無かった。
- ・建造物侵入、傷害事件で職員が逮捕されたことを受け、自ら先頭に立ち、コンプライアンス意識の強化、部下職員に対する綱紀保持の徹底に努めるよう幹部職員あてメッセージ等を発出した。
- ・平成28年6月に公示された参議院議員選挙、年末年始の綱紀保持についても、文書を発出した。

##### ◎推進本部の評価

- ・それぞれの適時において、メッセージ等を発出して職員周知を図ることにより、服務規律や公務員倫理についてあらためて認識することとなり効果的であることから継続すべきである。

##### 推進計画

###### (2) 国家公務員倫理週間(12/1~12/7)における取組

全省庁共通の取組を確実に実行するとともに、次の東北地方整備局独自の取組を計画し、週間における啓発活動の一層の促進を図る。

- ① 局長メッセージの全職員へのメール送信
- ② 週間にあわせてのコンプライアンス推進委員会の開催
- ③ 情報セキュリティーポリシー遵守の周知徹底
- ④ 倫理法違反事案事例集等の情報提供

##### ◎実施結果

- ・国家公務員倫理週間の実施通知にあわせて、各部・各事務所において東北地方整備局独自の取組が実施され、倫理規程や服務規律の遵守の徹底を図った。
- ・各部・各事務所に対して、週間中の取組の参考資料として、平成27年度の各部・

各事務所における独自の取組例を週間前に送付した。その結果、新たに DVD の上映、外部講師による講話、コンプライアンス・インストラクターの出張所等での活用等がなされた。

- ・各職場を訪れる事業者等に対して、国家公務員倫理法に関する啓発活動をより効果的に実施するため、直接パンフレット（「ここがポイント公務員倫理」）を配布した。
- ・再就職規制遵守の徹底を図るため、資料を送付し職員に対して周知徹底を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・各部・各事務所のすべてにおいて、東北地方整備局独自の取組が行われたことにより、倫理規程や服務規律の遵守の徹底が図られことは評価できる。
- ・平成27年度の各部・各事務所における独自の取組例を送付したことにより、平成28年度の各部・各事務所が実施した独自の取組に反映され、内容の充実が図られ、倫理法等の理解を深めるための取組となったことは評価できる。
- ・事業者等に対して、直接パンフレット（「ここがポイント公務員倫理」）を配布したことは、職員のみならず利害関係者など第三者に公務員倫理を理解していただくために効果的であり、今後も継続すべきである。

#### 推進計画

##### **(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策**

セクシュアル・ハラスメントを防止するため、次の取組を強化する。

- ① 期間業務職員採用時は、各職場においてセクハラ防止対策のリーフレットを配布し、十分な説明を行うよう徹底する。
- ② 年度当初、各セクハラ相談員に対し関係資料を送付し、責任をもって相談に対応するよう指導を徹底するとともに、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、人事院主催のセミナーに積極的に参加させる。
- ③ 国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間中（12/4～12/10）に各職場において講習会を開催し、職員に対して防止対策や相談窓口、相談員等について十分に認識させる。特に、期間業務職員に対しては、その周知を徹底する。

#### ◎実施結果

- ・採用時の勤務条件等の説明に合わせてリーフレット、相談員、相談窓口について、説明を行った。

- ・ 苦情相談にあたっての留意事項、相談事例及び規則等を参考資料として送付した。人事院主催のセミナーについては15名が参加した。
- ・ 人事院作成のリーフレット及び説明用のパワーポイントを送付して講習会の開催を依頼した。本局及び全事務所で開催された。
- ・ 人事院規則10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）が制定され、これらにより勤務できないこと、制度利用に関する言動により職員の勤務環境が害されることを防止することとされた。各職員に周知徹底するよう通知を发出するとともに、事務所長連絡会、副所長連絡会において所属職員の指導を依頼した。
- ・ 相談窓口へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は無かった。

#### ◎推進本部の評価

- ・ 講習会について、本局及び全事務所で開催されたこと、さらにリーフレットや説明用のパワーポイントを使用することにより職員が理解しやすい内容で講習会が行われており、相談案件も無かったことから、セクシュアル・ハラスメントに対する認識が深まり、防止につながっていることは評価できる。
- ・ 新たに制定された人事院規則10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）について、適時に各職員に周知徹底するよう通知を发出するとともに、事務所長連絡会、副所長連絡会において所属職員の指導を依頼したことは、ハラスメント防止につながり評価できる。

#### 推進計画

##### **（４）パワー・ハラスメント防止対策**

パワー・ハラスメントを防止するため、次の取組を強化する。

- ① 事務所長会議、副所長会議等の本局会議において、外部講師によるパワハラ防止対策の講話を引き続き実施する。
- ② 平成27年7月に作成された人事院の「パワー・ハラスメント 防止ハンドブック」について、職場への浸透を図る。また、昨年度新たに開設した相談窓口について、その周知に努める。

#### ◎実施結果

- ・ 以下の会議において外部講師によるパワー・ハラスメントに係る講話を実施し、意識の涵養を図った。

- ① 各県出監連 H28. 5月～10月 調査官・人事計画官
- ② 河川関係副所長会議 H28. 4. 13 人事院 東北事務局 第一課長
- ③ 用地担当課長会議 H29. 2. 2 日本産業カウンセラー協会 東北支部  
地区活動部部长

- ・ハンドブックについては、職員への周知、幹部職員への配布及びイントラ掲載するとともに、その内容をパワーポイントにして各職場に配布し、会議等での周知により浸透を図った。
- ・各事務所の取組として、幹部会で説明し、他の職員には資料を配布し啓発を図った事務所が3事務所あり、その他の事務所は講習会を開催し啓発を図った。
- ・相談窓口については、イントラ掲載により周知するとともに各部・各事務所においても所属職員への周知を図った。  
平成28年度は、4件の相談があった。無記名での相談もあったが、相談内容に合致する事案がないか、各事務所に点検を依頼し、事態の深刻化防止を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・幹部に対する意識付けが重要であることから、本局会議における講話は、引き続き実施すべきである。
- ・相談窓口への相談については、無記名であっても悩んでいる職員がいることは事実であり、深刻な事態にしないため事務所に点検させたことは評価できる。

#### 推進計画

##### 2. 新規採用職員等への周知徹底

年度当初に新規採用職員（期間業務職員含む）及び地方自治体等からの出向者に対しては、「義務違反防止ハンドブック」「国家公務員倫理教本」「国家公務員倫理カード」を配布し、関係法令等の周知徹底を図る。

また、同資料については、本局イントラネットに掲載し全職員への周知に努める。

#### ◎実施結果

- ・新規採用職員（期間業務職員含む）及び地方自治体等からの出向者に対して、「義務違反防止ハンドブック」、「国家公務員倫理教本」及び「国家公務員倫理カード」を配布し、関係法令等の周知を図った。  
また、イントラネットにも上記資料を掲載し、他の職員への活用を図った。

◎推進本部の評価

- ・ 国家公務員として高い倫理観を持つ必要があり、倫理法等関係法令は必要不可欠なものであることから、今後も周知徹底を継続すべきである。

#### IV. 推進計画の実施状況及び実効性の検証

##### 推進計画

###### 1. 内部監査の実施

…… 継続

入札契約に関する不正行為の防止に資するため、主任監査官等が行う一般監査等により、各事務所等におけるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の実施状況等を重点事項とし、内部監査を引き続き実施する。

##### ◎実施結果

- ・主任監査官が行う一般監査については、3年で管内事務所を一巡するよう実施しているところであり、平成28年度は、本局（用地部）及び12事務所を対象に推進計画における取組み状況についての内部監査が行われ、概ね適切に実施されていることが確認された。
- ・本省監察について、平成28年度は、コンプライアンス意識をより一層高めるための取組や入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証についての特別監察が実施された。

※本省特別監察は、平成28年11月28～30日に本局、釜石港湾事務所を対象に実施。

##### ◎推進本部の評価

- ・主任監査官が行う一般監査において、コンプライアンスに関する監査を行うことは、推進計画の取組状況を確認する上で有効な手法であるため、引き続き実施すべきである。

##### 推進計画

###### 2. コンプライアンス推進計画のフォローアップ

###### (1) 推進本部によるモニタリング等 …… 新規

コンプライアンス推進本部は、コンプライアンス推進責任者（事務所長及び管理所長）からコンプライアンスに関する取組状況等の報告を受け、再発防止策等のモニタリングとフォローアップを引き続き実施する。

また、本部長、副本部長及び本部員は各県内事務所長会議に出席し、事務所及び管理所における問題・課題等を把握するとともにコミュニケーションの充実を図るためコンプライアンス推進責任者と意見交換を行う。

##### ◎実施結果

- ・毎月実施しているコンプライアンス推進会合でのコンプライアンス推進責任者は、平成27年度までは、2年で管内事務所一巡するよう実施していたが、平成28年度からは、1年で一巡するように変更し、頻度多くモニタリングとフォローアップ

を実施するようにした。また、本局各部長にも、部内での再発防止等の取り組みを報告させ、モニタリングとフォローアップを実施するようにした。

◎推進本部の評価

- ・毎年、コンプライアンス推進責任者から報告を受けることは、毎年度の変化を迅速に把握し、不祥事を未然に防止する上で重要なため、引き続き実施すべきである。



### Ⅲ. アドバイザリー委員会からの意見等

#### <風通しのよい職場づくり>

- ✚ 研修などの取組はしっかり行っているが、おかしいことを組織の中でおかしいと言える風通しの良い職場の雰囲気をつくることが大事となる。
- ✚ 不正を行えば、デメリットが多いことは正常な状態なら分かるが、疲労が重なる等で判断ができなくなり、誰にも相談できずに綱紀違反を行ってしまうことがある。面談のような場では把握できないような不正の端緒なども、例えば食事の際の雑談などで把握できることもあるので、オフサイトミーティングなどの空間づくりに努めるべきである。

#### <研修等における周知徹底>

- ✚ 外部講師を招いた講習会では、法律論や制度説明よりは具体例を説明してもらったほうが、受講者の印象に残りやすい。そのため、外部講師に講習を依頼する際は、具体例を多く説明してもらうように注文すべきである。

#### <その他>

- ✚ コンプライアンスはメンタルヘルスと密接に関連しているので、一体となった取組が必要である。

## IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について

### (1) コンプライアンス推進本部

平成28年

4月19日 第1回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔新庄河川事務所  
秋田港湾事務所〕

- ・平成28年度監察基本計画について
- ・コンプライアンス推進本部活動報告
- ・平成28年度における推進本部年間スケジュールについて

5月23日 第2回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔津軽ダム工事事務所  
秋田河川国道事務所〕

- ・コンプライアンスミーティングについて等

6月21日 第3回会合

- ・平成27年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について

平成28年度東北地方整備局綱紀保持委員会を同時開催

7月25日 第4回会合

- ・平成27年度東北地方整備局コンプライアンス報告書について
- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔北上川ダム統合管理事務所  
東北国営公園事務所  
仙台港湾空港技術調査事務所〕

8月29日 第5回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔最上川ダム統合管理事務所  
酒田港湾事務所〕

- ・コンプライアンス推進本部活動報告

9月16日 第6回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔岩手河川国道事務所  
鳴子ダム管理所  
東北技術事務所  
塩釜港湾・空港整備事務所〕

10月27日 第7回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔鳴瀬川総合開発事務所  
磐城国道事務所〕

浅瀬石川ダム管理所  
八戸港湾・空港整備事務所

11月29日 第8回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

成瀬ダム工事事務所  
摺上川ダム管理所  
青森港湾事務所

12月20日 第9回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

南三陸国道事務所  
能代河川国道事務所  
酒田河川国道事務所  
三春ダム管理所  
釜石港湾事務所

- ・本局における再発防止対策の具体的措置の状況等

河川部

平成29年

1月24日 第10回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

三陸国道事務所  
仙台河川国道事務所  
鳥海ダム工事事務所  
福島河川国道事務所  
釜房ダム管理所  
七ヶ宿ダム管理所

- ・本局における再発防止対策の具体的措置の状況等

総務部  
道路部

2月27日 第11回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

青森河川国道事務所  
山形河川国道事務所  
玉川ダム管理所  
盛岡営繕事務所

- ・本局における再発防止対策の具体的措置の状況等

企画部  
港湾空港部

3月 9日 第12回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

高瀬川河川事務所  
北上川下流河川事務所  
湯沢河川国道事務所  
郡山国道事務所  
月山ダム管理所  
小名浜港湾事務所

- ・本局における再発防止対策の具体的措置の状況等

建政部  
営繕部  
用地部

3月14日 随時会合

- ・平成28年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
- ・平成29年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

## (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

平成28年

7月13日 平成28年度 第1回委員会

- ・平成27年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について

平成29年

3月21日 平成28年度 第2回委員会

- ・平成28年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
- ・平成29年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について